

2012年度前橋市予算編成に 関する日本共産党の要望書

2011年 11 月

**日本共産党前橋地区委員会
日本共産党前橋市議会議員団**

目 次

Ⅰ	市民の要望に即応する緊急重点施策	2
Ⅱ	市民本位の行財政の確立	4
Ⅲ	医療・福祉重点の市民が安心する市政をつくるために	5
Ⅳ	教育・文化・スポーツの民主的発展のために	13
Ⅴ	市民のくらしを守り、市経済を活性化させ、産業を発展させるために	19
Ⅵ	生活環境整備をすすめるために	25
Ⅶ	防災体制を強化し、市民生活の安全を守るために	33
Ⅷ	平和と民主主義を守るために	34
Ⅸ	大胡・宮城・粕川・富士見地域の予算要望	35

2012年度予算編成に関する要望書

2011年11月14日

前橋市長 高木政夫様
前橋市教育長 佐藤博之様
公営企業管理者 飯塚朝一様

日本共産党前橋地区委員会
委員長 生方秀男
日本共産党前橋市議会議員団
団長 中道浪子

長引く不況に続き、3月に発生した東日本大震災や福島第1原発事故が重なり、仕事の激減、雇用不安と所得の減少など市民の生活はますます大変になるとともに、未曾有の災害は住民の生命と財産を守る地方自治体の役割が一層求められていることが明らかになりました。

いま、民主党政権が消費税の増税と社会保障の切捨てを進めようとしているだけに、住民福祉の増進を図る自治体の役割の発揮も求められています。

高木市長は、市政運営のモットーとして「生命都市いきいき前橋」を強調していますが、実際の市政運営は、南部拠点地区や大規模公園整備などの開発優先で、生活保護の支給抑制、税・公共料金の滞納世帯への人権無視の取立て、介護保険の給付抑制、学校給食の無料化など子育て支援を後回しにするなど、福祉やくらしの充実や市民の願いに背を向けています。税と社会保障の一体改革も構造改革路線についても国に追随しており問題です。

前橋市の行政姿勢は、3月の東日本大震災で本市に避難してきた福島の被災者への対応にも表れており、「しきしま老人福祉センター」の避難所では、県内の他の自治体の暖かい対応と比較しても大変不十分でした。

少子高齢化社会を迎えている中で、福祉や教育の充実など市民の願いに応える市民本位の前橋市政への転換が切実に求められています。

原発事故による放射能によって本市も降り注いだ放射性物質の被曝から子どもや市民の健康を守るために、市内全域をきめ細かく測定すべきと求めてきましたが、現状は極めて不十分です。

今後も、くり返し小中学校の校庭や保育所・幼稚園の園庭の隅々を測定し高濃度の場所が発見されれば、直ちに除染することを求めます。

また、原発事故を想定した本市の防災計画を見直しするとともに、原発からのすみやかな撤退と自然エネルギーの本格的導入を国に求め、本市としても積極的に推進することを強く求めます。

日本共産党前橋地区委員会と日本共産党前橋市議団は、今年度も多くの団体や個人の方々と予算要望懇談会を開催し、市政に付いての意見や要望を聴取しました。この要望書

は、さまざまな分野の当面の市民要望をまとめたものです。予算編成にあたっては、これらの要望を積極的に取り入れられるよう強く要望するものです。

Ⅰ 市民の要望に即応する緊急重点施策

- 1、原発からの速やかな撤退で太陽光や小水力・木質バイオマス・風力など自然エネルギーへの取り組みの助成を国に求め、市政としても推進を強める。
- 2、前橋市地域防災計画は、本市から100^{キロ}圏内にある柏崎刈羽原発事故などを想定した計画に見直し、安定ヨウ素剤を準備する。また、食糧と災害資材などの備蓄を増量するとともに、災害備蓄倉庫の大幅増設を図る。
- 3、福島第1原発事故による放射能汚染から、子どもや市民の健康を守るため、小中学校をはじめ保育所・幼稚園には詳細な放射線量が測定できるように測定器を配備する。空間放射線量の測定はさらに詳細に行い、高濃度の場所については直ちに除染する。
また、学校給食などで使う食材については継続的に測定し、汚染食材は使わない。調理した給食一食分の測定をする。給食食材や水道水などの放射性物質の測定は、安易に「不検出」とせず、数値で表す。
なお、原発事故にともなう本市および市民各階層・分野の損害については、東電および国に全面賠償を求める。
- 4、関税を撤廃し、農業をはじめ、医療、金融、公共事業などの制度を規制緩和し、アメリカ並みに低下させるTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)に参加しないよう国に求める。また、日本の農業崩壊につながる自由化一辺倒のWTO(世界貿易機関)方針などを根本から見直すよう強く求める。
- 5、介護保険制度の改定が新年度4月から実施になるが、特養ホーム建設を抑制し、掃除・調理・買い物などの生活援助時間の短縮を図り、介護度の軽度者を排除しようとする制度改悪は問題である。現制度より介護サービスの低下を招かないように、市独自施策の充実を図る。
安心して利用できる介護保険にするため、高すぎる介護保険料・利用料を引き下げ、増え続ける特別養護老人ホーム待機者などの解決をめざして、制度の抜本改善と予算の増額を国・県に強く要望する。更なる制度改悪はやめるよう国に意見を上げる。
- 6、保育現場に市場原理を持ち込み、保育の質の低下を招き、国の責任を市町村に押し付ける「子ども・子育て新システム」は導入しないよう国に求める。
- 7、教育の国家介入に従わず、現憲法に立脚した教育をすすめて、差別選別の教育をやめ、全ての子どもたちを大切に育てる教育を貫く。

前年度から、文科省は30人から35人学級を小中全学年に実施する方針をうち出した。市教委は、文科省の方針に先立って、市費による小・中全学年への30人学級を目指すとともに、県、国に働きかける。教育予算削減ありきの小規模校の再編、統廃合計画

は凍結し、見直す。

- 8、「日本非核宣言自治体協議会」や「平和市長会議」にすでに加盟し、「平和都市宣言」をしている前橋市長として、自衛隊の海外派兵と憲法改悪に反対し、憲法9条を守る立場を明確にする。憲法の平和条項や人権条項をくらしに生かす。核兵器廃絶を市民にアピールする。
- 9、後期高齢者医療制度は、新制度に移行するのではなくただちに廃止する。70歳以上の医療費無料化を国・県に求める。
- 10、これ以上の市立保育所の民営化を行わない。共同調理場・調理業務の民間業者へのさらなる委託をやめて、直営に戻す。地元農畜産物の食材を増やし安全で安心の学校給食を推進し、本市の農業振興にも役立つ施策とする。安全性と災害発生時の緊急対応が最も求められる水道業務については、浄水場の維持管理の民間委託・再委託をやめ直営にもどす。指定管理者の選定にあたっては、公的外郭団体にとどめ、利潤を最優先に追求する営利企業への指定を行わない。また、公的施設の役割を効果的に発揮するために、公募せず直営に戻すことも選択肢とする。
- 11、家族農業を支援するとともに、農業を続けたい人すべてを応援する農政への転換を国に求めるとともに、高齢者や離農者の農地や農作業を引き受けてがんばっている大規模農家や生産組織などが、地域農業をささえている現実の役割を重視して支援を強める。市独自の価格補償制度や後継者育成対策など農業振興策を強化する。
- 12、「環境都市宣言」にふさわしい環境行政を推進する。新清掃工場の建設を進めているが、現在の工場を延命化し複数工場体制とする。

高効率ごみ発電併設の焼却炉ではなく、六供工場並みの焼却炉にする。新清掃工場の環境影響評価の排ガスについては、総量規制がなく環境に与える負荷が大きいため施設規模を縮小する。市の洪水ハザードマップでは、計画地は洪水時に5mの浸水地域となるため、適地ではないので建設地を見直す。

前工跡地の土壌汚染や田口町の市の水道水源の汚染、群馬化成産業の悪臭は、早期抜本解決に全力を尽くす。
- 13、「マイカー優先」のまちづくりから、バスや電車などの「公共交通優先」「自転車優先」「歩行者優先」のまちづくりへのいっそうの施策の転換を促進し、高齢者などの交通弱者の足の確保を図る。道路整備計画に自転車道を位置付け、自転車通勤を奨励する。マイバスの路線は、東循環が試行運転され拡充の方向にあるが、さらに、市民の意見要望をよく聞いて順次拡充する。デマンドバスの運行地域の新規拡大をめざす。バス料金は引き上げない。
- 14、南部拠点地区への大型商業施設を抑制しなければ、中心市街地や周辺商店街も衰退する。イトーヨーカドーやサティの同時撤退が象徴するように、郊外への大型商業施設の出店は高齢者や障害者の買物難民を生むとともに安心して住み続けられなくなる。郊外への市街地の拡大をいそがず、コンパクトなまちづくりに施策を転換することが必要であり、条例を制定してこれ以上の大型商業施設の出店は規制すべきである。

- 15、都市計画道路の計画を住民本位に見直し、厳密な再評価を行って、廃止・縮小することも含め、現状に即した道路づくりに転換する。
- 16、東日本大震災復興や社会保障の財源確保を理由とした、消費税増税はすべきではない。市民・国民にいっそうの「痛み」を強いて、景気を冷え込ませる消費税の増税をやめるよう国に意見を上げる。
- 17、配偶者や家族専従者が家族従業員として重要な役割を果たしていることを正当に評価するため、所得税法第56条の廃止を国に求める。

Ⅱ 市民本位の行財政の確立

- 1、税・使用料の滞納世帯に対して、納税相談をていねいに行い、生活困窮による滞納者に対しては安易に悪質滞納者と決め付けず、生活や営業を続けながら納められる分納額による自主納付を認めるとともに、納税猶予などの納税緩和制度を適用する。また、将来的にも担税力がないと判断した場合には、執行停止などの判断も迅速に行う。国保証の取上などの制裁的措置はやめる。
- 2、莫大な赤字をかかえている前工団組合への一般財政の繰り入れはやめる。
- 3、指定管理者制度については、これ以上拡大しない。窓口を民営化した図書館は直営に戻す。また、指定管理者を期間満了で選定する場合には、公共性を確保できる施設管理公社や社会福祉協議会などの公的団体や社会福祉法人などに限定する。
- 4、新行財政改革による職員の削減は、住民サービスの後退を招くので正規職員を増員し配置する。
- 5、各種委員会・審議会・協議会などの諮問機関は、広範な市民の意向を把握するための市民アンケートや懇談会や所管課による十分な実態調査などをした上で開催し、市の諮問事項を充分チェックして施策の方向を打ち出せるよう援助する。委員の人選にあたっては有識者ととともに市民公募を拡大する。
- 6、次の条例を早期に制定する。
 - ①地下水保全条例（水源保護条例）②地下水くみあげ規制条例③地域経済振興条例（中小企業振興条例）④子どもの権利条例⑤障害者権利条例⑥リサイクル条例⑦消費者保護条例⑧中高層・大規模建築物規制条例⑨公契約条例⑩まちづくり条例⑪大型店出店規制条例
- 7、次の公共施設の新・増設にあたっては、広く市民の意見を聴取し、具体化を検討する。
 - ①特別養護老人ホーム・小規模多機能居宅介護施設などの高齢者入所施設②老人福祉センターなどの高齢者通所施設③軽費老人施設や高齢者ケア付き共同住宅などの入所・通所施設④障害者（児）の入所・通所施設⑤博物館⑥郷土資料館⑦産業振興会館⑧平和記念館⑨青少年の居場所となる施設

Ⅲ 医療・福祉重点の市民が安心する市政をつくるために

A 高齢者

1、介護保険

(ア) 介護保険改善課題として、政府に、次の8点を要請する。

①新たに法改正によって提案された「介護予防・日常生活支援総合事業」は市町村の判断で設置するかどうかを決定できることとなっている。要支援者の給付抑制につながる総合事業は市として設置しないこと。

②介護保険料が高くなっている最大の理由は介護保険創設時に国の負担を2分の1から4分の1に引き下げたことにある。国庫負担を少なくとも30%に引き上げるよう国に求めるとともに、介護保険の利用が増えると介護保険料が上がる仕組みの見直しをはかる。

③第5期の介護保険料は、基金を取り崩し可能な限り保険料を引き下げる。介護保険法改正では、県の財政安定化基金を取り崩し、その3分の1に相当する額を介護保険料抑制のために市町村に交付できるとされている。保険料引き上げの抑制のための積極的な取り崩しを県に要望する。また、第4期に積み立てた市の介護給付費準備基金を取り崩す。

④認知症高齢者の介護認定が相対的に軽く認定されている。現在の介護保険認定を利用者の立場に立って見直し、高齢者の心身の実態に応じて介護サービスを利用できるようにする。

⑤国は、医療専門職が担うべきたんの吸引という医療行為を介護職員に肩代わりさせようとしている。介護現場で事故が発生しないよう安全管理体制の確保と十分な知識と技術習得の研修の実施を県と連携して行なう。

⑥低賃金と業務の重い負担が原因で離職者が増えて介護現場の人材不足は深刻である。介護職員の給与を引き上げる国の「介護職員処遇改善交付金」は2011年度で終了する。施設・事業所に携わる介護職員、看護師、栄養士、生活相談員等の待遇改善を図るために介護報酬の引き上げを国に求める。

⑦特別養護老人ホーム等の待機者解消のために抜本的な整備計画を立てる。

⑧療養病床の削減・廃止計画を中止するよう国に求める。

(イ) 介護保険料の第一段階(低所得世帯)の保険料を無料にするとともに申請減免基準を大幅に緩和する

(ウ) 低所得者は利用料負担が重いために必要な介護サービスの利用抑制が行なわれている。高い保険料を払いながら、お金がないために必要な介護が受けられないという事態を根本的に改善するために、低所得者に対して利用料の減免措置を講じる。

(エ) 介護事業所の職員人件費の引き上げをはかるために、運営費補助を行う。

(オ) 特別養護老人ホームの入所待機者(約1500人)の解消に全力を挙げる。

- ①入所待機者の実態を調査するとともに、市単独の施設建設を含む抜本的解消計画を第5期スマイルプランで明確に策定するとともに、施設整備および在宅介護サービスの充実強化を図る。
- ②施設設置を希望する福祉法人に対して、国有地や県・市有地の斡旋や提供などを行い施設の新設を促進する。
- (カ) 介護老人保健施設・小規模多機能居宅介護施設・グループホーム・ケア付き高齢者住宅などの施設計画を地域毎に見直しを図り増設する。
- (キ) 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設入居状況の把握を日常的に行い、市で入居申し込みの相談ができるようにする。
- (ク) 地域包括支援センターは、介護・医療・福祉の連携で地域の全高齢者の生活を総合的に支える拠点である。地域包括ケアの中核となる役割からも市として補助額を増額し体制を強化するとともに中学校区ごとに配置する。
- (ケ) 介護認定審査は、コンピューター審査優先から医師の診断書など実情に見合った認定とすように見直す。国の介護認定基準による判定が軽くなるような市独自の判定基準はなくす。
- (コ) 介護申請の決定が大幅に遅れている問題を是正し、法定期限内に決定する。
- (サ) 家庭介護の慰労金は増額し継続する。

2、各種支援策

- (ア) 緊急通報電話の設置については、対象者を広げ希望する高齢者には設置できるよう予算を増やす。
- (イ) 火災報知機の設置については全ての高齢者非課税世帯に助成する。
- (ウ) 高齢者住宅改造費は所得制限をなくし、限度額を拡大する。
- (エ) 老人福祉センターを市内各地に設置する。懸案の東部・大胡地区に優先して設置する。60歳から無料とし、利用時間を延長する。
- (オ) あいのやまの湯の入浴料について富士見温泉や粕川元気ランドのように高齢者割引制度を行う。民間の大型温泉施設に対して高齢者入浴料金割引制度を導入し助成する。
- (カ) はり・きゅう・マッサージ利用券、銭湯無料入浴券の対象者に利用実態調査の上枚数を増やす。
- (キ) 高齢者地域交流事業補助金の減額を元に戻す。
- (ク) 介護保険利用の有無に関わらず給食サービスは365日一日2食とし、希望者には全て配達する。
- (ケ) 現行のおむつサービスの対象者や条件等を緩和し、入院中の高齢者や介護度が軽くてもおむつを必要とする高齢者にはサービスを拡充する。
- (コ) 高齢者が買物や通院などに利用できる乗用車の貸出制度を創設する。(タクシーなどを利用できない低所得世帯を対象とする。利用料を低額とし、運転手付の乗用車の貸し出しも行なう。)

B 子ども・女性

- 1、「こどもの権利条約（国際条約）」に基づき、市条例を制定する。
- 2、児童館は、旧市内は地区公民館ごとに設置し、宮城、大胡、富士見の地域にも建設する。児童館を地域の児童センターとし、開館時間の延長をはかる。
- 3、「青少年支援センター」のより充実と「青少年の居場所」づくりを行う。
- 4、女性の雇用機会の拡大のために、県や職安と連携した市の雇用相談所をつくる。
- 5、市内企業主に対して、パート賃金一時間千円への引き上げを働きかける。
- 6、母子家庭への福祉資金、教育資金融資制度は、保証人なしでも借り入れできるようにする。
- 7、母子家庭の生活と就労支援を強める。
- 8、低所得者世帯の高校生に対して、教科書無償・修学旅行費等就学援助制度をつくる。
- 9、女性の政策、意思決定機関への参加を促進する。

C 障害者（児）

1、障害者自立支援

(ア) 「地域主権改革」一括法では、障害者自立支援法で国が定めた基準が「従うべき」基準となり市が改めて条例で決めることになっている。障害のある人もない人も、ともに安心して暮らせる街づくりをすすめるために、市として次のことに取り組む。

①施設の設備や面積基準、職員の配置等は現状を下回らないようにする。

②改正障害者自立支援法は、所得税非課税以外は原則1割の応益負担による利用者負担や報酬の激減による施設運営への圧迫、労働者の雇用条件の悪化など基本的な部分は何も改善されていない。応益負担から応能負担制度としての「総合福祉法」を制定するように国に求める。

③市として「障害者権利条例」を制定し、実効あるものとする。その際には各障害者団体などの意見を聞きながら取り組みを進める。

(イ) 利用者負担の改善策について

①障害者の応益負担を廃止するよう国に求め、当面市独自の利用料の軽減制度をつくる。

②精神障害者の通院医療費は2級も1級と同様に無料としている伊勢崎市、渋川市なみに本市も無料とするとともに、旧更正医療・育成医療への市独自軽減策を設ける。

(ウ) 施設の人件費などの待遇改善のため報酬の引き上げをするよう国に意見を求める。

(エ) 自立して生涯安心して暮らせるように、市が責任を持って施設整備をするとともに、ホームヘルパー派遣など在宅サービスの整備をすすめる。「社会的入院」を余儀なくされている障害者の受皿であるグループホームやケアホームの充実をはかるとともに、身体障害者の療護施設などの短期入所は、必要なだけ利用できるように施設を増設する。

- (オ) 専門員を配置し、ケアマネージメント体制をつくる。
- (カ) 地域生活支援事業の充実について
 - ①就労の道を保障するために、緊急に精神障害者等の授産施設や福祉作業所を増設する。福祉作業所の賃金の引き上げをはかる。
 - ②地域活動支援センターの委託・契約料をひきあげる。当面全国平均に近づける。
 - ③身障者がスポーツを楽しめる施設や指導員を充実させ、身障者スポーツの普及につとめる。
- (キ) 精神障害者施設への助成金の拡充を行う。
- (ク) 障害者が地域で生活できるよう障害者福祉計画にもとづいて施設整備をおこなう。
- (ケ) 障害者の雇用の場を作ることに力を入れる。

- 2、医療費無料化を療育手帳Bと障害者手帳3級まで拡大する。
- 3、重度身体障害者住宅改造費補助は、対象枠を拡大するとともに、所得制限をなくし限度額を拡大する。
- 4、障害者交通費補助の対象枠を拡大するとともに、タクシー券交付の増加をはかる。
- 5、市立養護学校卒業生の進学希望者全員が、高等養護学校や盲・ろう学校の高等部に通学できるよう支援する。
- 6、進行性筋ジストロフィ症患者に対する18歳以上の医療費助成・就業保障を講ずる。

D 生活保護

- 1、政府は生活保護の重大な制度改悪を進めようとしている。働くことができる人は3年から5年ごとに保護の是非を判断する有期制を導入しようとしていることや、医療費の一部自己負担の導入を検討していることである。国民の最低限の文化的な生活を保障する最後のセーフティーネットを必要な人が利用できるように、制度改悪の中止を国に求める。
- 2、生活保護法では憲法25条の具体化として、生活に困っている人は誰でも生活保護を申請できると明記している。相談者の申請意思を確認し受理する。
- 3、生活保護件数が増加しているのでケースワーカーを増員する。また保護決定は生活保護法第24条を守る。(申請のあった日から14日以内、特別の理由がある場合には30日)
- 4、保護費支給までの間の生活費を貸し出すための基金を創設する。
- 5、車の所有については弾力的に認める。
- 6、住宅扶助費を実態にそって増額する。又、実態に見合うように国に働きかける。
- 7、法外援護の拡大をはかる。
 - (ア) 公営住宅の住み替え及び退去に伴う修繕費用の扶助。
 - (イ) 私立高校入学金軽減。
 - (ウ) 借地上の老朽住宅の除去費用の扶助。

(エ) 熱中症対策としてエアコンの購入を家具什器扶助として認めるよう国に要望する。
実現するまでは、市の単独扶助として実施する。

8、ホームレス・行路者へ緊急に住宅を確保できるよう援助する。

9、生活保護費の老齢加算の復活を国に働きかける。

E 生活困窮者対策について

1、市民が一時的に生活困窮状況に陥ったときに、利用条件を問わず生活費として活用できる市の貸付制度は、市社会福祉協議会に業務委託している緊急小口貸付金（5万円）と県社会福祉協議会の生活福祉貸付金（10万円）しかない。貸し付け条件を見直し緩和するとともに、生活実態に見合うよう貸付額を増額し、保証人を求めないこと。また検査を簡素化し貸付までの期間を短縮するなど迅速な生活支援を行なう。

2、地球温暖化に伴い夏季の熱中症予防対策が求められている。市として低所得者対象のエアコン購入の助成制度を創設する。

F 人権問題

1、国の法律の終息にもとづき、同和対策事業は廃止する。

（例、部落解放同盟前橋支部補助金交付など）

2、「同和」という言葉を市が発行するあらゆる文書で使用せず、「人権」に統一する。

G 医療・保健・保険・年金

1、国民健康保険について

(ア) 国民健康保険の広域化は止めるよう関係機関に働きかけること。

(イ) 高すぎる国保税の引き下げのために、一般会計からの法定外の繰り入れを行ない、国庫負担金・県補助金の増額を求め、被保険者の負担を軽減する。

(ウ) 国保税滞納者への資格証の発行をやめ、きめ細かな相談体制を充実する。

(エ) 国保税の「減免制度」の対象基準を見直し、前年度所得の3割以上の減収者・自己都合退職者にも適用する。

(オ) 70歳以上の高齢者への資格証明書の発行をやめる。

(カ) 国保医療費の中に傷病手当・出産手当の給付を創設するよう国に働きかける。出産育児一時金は市で上乗せしさらに増額する。

(キ) 国保医療費の一部負担の免除申請は、生活保護基準の150%までの所得世帯に認める。

(ク) 葬祭費を増額する。

2、日赤病院の移転先については市民要望にこたえるようにし、建て替えは日赤救急救命センターの一層の充実を図る。

3、日赤病院の跡地については分院・診療所機能を残すよう県と日赤に要望する。

4、社会保険群馬中央総合病院の存続をするため国・県に要請するとともに市としても

支援する。

- 5、インフルエンザワクチン代の助成は、低所得者のみでなく小・中学校児童生徒に対しても行う。非課税証明交付申請書の簡略化を図る。
- 6、難病患者の医療費負担の改善を国に働きかけ、見舞金はさらに増額する。
- 7、夜間急病診療所は午前0時以降朝まで対応できるようにするなど、夜間救急医療体制のいっそうの充実を図る。
- 8、在宅酸素療法患者への電気代補助制度を創設する。
- 9、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）やMDRP（多剤耐性緑のう菌）の院内感染防止対策を講ずる医療機関に対し助成措置を創設する。
- 10、人工透析患者の通院交通費の補助をさらに増額する。
- 11、保健所および保健事業を充実させ、保健衛生の向上・病気の早期発見・早期治療を促進する。
 - (ア) 東電福島第1原発事故による放射能汚染が全国に広がり、牛肉・お茶・きのこ・肥料などから放射線セシウムなどが検出されるなど、市民に内部被曝の不安が広がっている。食の安全に関わる検査機器の整備および職員体制を強化する。また、放射性物質による被曝については、正しい情報を適時的確に市民に提供する。
 - (イ) 放射性ヨウ素による内部被曝の影響は軽視できない。国や県と連携して子どもの甲状腺ガンの継続的検査を開始する。
 - (ウ) 老人保健法の廃止により健診制度が変わったが、これまでの健保、共済の家族にも「さわやか健診」の水準を維持し拡充する。
 - (エ) 各種がん検診の市民への周知・徹底をはかるとともに、無料クーポン券の発行を増やし、受診料の引き上げはおこなわない。
 - (オ) 骨粗鬆症・歯周病検診を継続し、検査料を引き下げる。
 - (カ) 人間ドックの自己負担額を引き下げるとともに受診者を拡大する。
 - (キ) 肺炎球菌ワクチン・小児性髄膜炎ワクチン（ヒブワクチン）に対する予防ワクチン接種は回数ごとに助成を行う。
 - (ク) 子宮頸がんワクチンの対象年齢をひろげる。
- 12、B型・C型などの肝炎患者への負担が高い恒常的な検査に対して市単で助成する。
- 13、肝炎ウイルス検診は節目検診に限定せず、任意検診についても、検査料の市単助成をおこなう。
- 14、年金受給要件を10年に引き下げ、月7万円の最低保障年金制度を創設し、女性の年金の改善をすすめ、高齢期を安心して暮らせるようにするために、国庫負担をすみやかに2分の1に増額するよう国に働きかける。
- 15、重粒子線の健康保険適用を国に求めるとともに市単の助成制度を創設する。

H 保 育

- 1、国が進める「子ども・子育て新システム」の導入に反対する。直接契約制度の導入と、国が定める最低基準の撤廃をおこなわないよう国に強く働きかける。万一、地方自治体に基準を定める権限を委譲されても従来通りとする。
- 2、保育士定数の改善を国・県に働きかけるとともに、当面市単独でおこなう。特に、現行3歳児20対1を15対1に、4・5歳児30対1を20対1にする。
- 3、規制緩和による定員の弾力化や民営化でなく、官民格差をなくし、どんな地域でも格差のない保育を保障するために、最低基準を改善し、十分な予算を確保するよう国に働きかける。
- 4、保育料の所得階層は国の基準7階層から16階層に区分しているが、さらに細分化をはかり、保育料を引き下げる。保育料第2子への5割減額制度は第1子が在園していなくとも適用する。
- 5、保育料減免制度を周知し、必要な人に実施する。
- 6、発達障害のため支援が必要とする子どもに対して保育士を加配し、補助額を引き上げる。児童相談所の認定がなくても、市の判断で加配・助成できるよう弾力的な対応を行なう。
- 7、保育所の給食食材について放射能汚染の防止対策をとること。3歳以上児の完全給食を実施する。食材は、地場産の安全な農産物を仕入れられるように工夫する。
- 8、特別保育は必要に応じて拡大する。また、父母負担の軽減のため運営費補助の増額を国に働きかけるとともに、市単独で補助金の増額を行なう。
 - (ア) 病院施設や保育所・園での病児・病後児保育の実施施設をふやす。また、利用料を引き下げる。
 - (イ) 3歳未満児保育、特に0歳児保育の充実のために、年度当初から正規保育士の配置ができるよう運営費補助をおこなう。
 - (ウ) 0歳児保育は、待機者を出さないよう実施園・所を増やす。
 - (エ) 休日保育の実施園・所を増やすとともに、保育料は、1か月3,000円を2,000円とする。
 - (オ) 一時保育は運営が継続できるよう、実施している保育園の保育士の配置の実態に応じて補助額を増やすなど、財政支援を強化する。
- 9、公立保育所の充実について
 - (ア) 新たな民営化はおこなわない。
 - (イ) 低年齢児保育・延長保育を実施する保育所を増やす。
 - (ウ) 障害児保育を一層充実させる。
 - (エ) 施設の整備・改修を早める。
 - (オ) 各所に栄養士を配置し、所の状況に合った献立づくり、親への食の教育をおこなう。
 - (カ) 潜在的な待機児解消のため定員の弾力的運用でなく、定員枠をひろげ、施設の増

設や新設をおこなう。

(キ) 保育内容や保護者への子育て支援の充実のためにも、非正規職員を減らし正規職員の配置を増やし公的保育の維持・発展に努める。

(ク) 男性保育士を積極的に採用する。

10、民間保育園の充実について

(ア) 公立保育所保育士との待遇面での格差解消のために、今まで以上の助成措置を講ずる。

(イ) 長時間・延長・障害児保育等をおこなっている保育園への助成は、対象児童数に応じた保育士の配置基準を改め補助金を増額する。

(ウ) 週休2日制を保障するために、公立なみに保育士の人員を増やすための助成を増額する。

(エ) 保育児童の定員に対応する給食調理員の国基準定数ではアレルギー除去食などの調理員の確保ができない。市として、離乳食・アレルギー除去食の調理員を配置するための助成をおこなう。

(オ) 保育園の耐震化及び増改築等の市の補助金を増額する。

(カ) 扇風機・冷房設備の実態調査をすすめ必要に応じて設置補助をする。

(キ) 保育園借地料への助成をする。

11、放射能汚染から子どもたちの被曝を減らすために、すべての保育所・園に放射能測定器を配備し、継続的な測定を行いホットスポットを発見し線量の高い箇所については迅速な除染を行なう。

12、無認可保育所（ベビーホテル等をふくむ）に対して、保育内容や安全対策などの指導をおこなうとともに、支援を強める。

I 学童保育

保育所の利用が激増していることや、低年齢児童の事件や事故がひんぱんに起きていることから学童保育所の増設は緊急課題となっている。

1、学童保育所の設置規準の制定を国に求める。

2、全小学校に留守家庭児童が在籍しており、安心して利用できる学童保育所をただちに全小学校区に設置する。

(ア) 大規模学童施設の解消にむけ、施設の新・増設を急ぐ。

(イ) 学童保育所への助成を大幅に引き上げ、小規模学童保育所も同様の扱いにする。

(ウ) 民間施設改修費の補助金制度は、実態に即し増額する。

(エ) 民間施設の冷暖房設備の設置を支援する。

(オ) 指導員の待遇改善を図り、給与・研修費助成を増額する。

(カ) 借地代は全額助成する。

(キ) 希望するすべての障害児が学童保育所に入所できるように、また通所日数を増やせるように特段の助成をおこなう。

- (ク) 公・民の格差を是正する。特に、保育料の減免は民間にも公設並みに対応する。
 - (ケ) 公設の入所対象児童年齢を小学6年生に引き上げ、保育時間の延長をおこなう。
- 3、民設民営施設が設置されている地区に公設学童を設置する場合は、運営委託先、保育内容、指導員を継続させる。
- 4、送迎用の駐車場の確保をはかる。

Ⅳ 教育・文化・スポーツの民主的発展のために

A 学校教育

- 1、放射能汚染から子どもの健康を守ることについて
- (ア) 全小・中学校・市立高校に放射能測定器を配備し、学校施設及び通学路の詳細な測定をする。
 - (イ) 高い線量が測定された場所はただちに除染する。
 - (ウ) 学校給食の全食材の放射能検査を継続的にこなう。
 - (エ) 調理した給食1食分の測定をする。
- 2、教育費の国庫負担が削減されようとしているが、堅持するよう引き続き国に働きかける。
- 3、2011度から文科省が8年かけて30人から35人学級を実施する方針を打ち出したことから、定数40人による市の適正規模・適正配置方針は凍結し、見直しする。
- 4、特色ある学校づくりのための学校経営構想による予算配分はやめる。
- 5、児童・生徒の教育について
- (ア) 小・中学校・市立高校とも市独自に国の実施を待たず、早期に小学校3年生以上の30人学級をすすめる。同時に、国や県に対しては早期に実施できるよう働きかける。
 - (イ) すべての児童・生徒に基礎学力をつける教育を重視する。学習指導要領による過度な競争教育はやめる。
 - (ウ) できる子・できない子で分ける習熟度別の授業による差別をおこなわない。
 - (エ) 歴史の事実をゆがめる教科書および視聴覚教材は使わない。
 - (オ) 学校行事をはじめあらゆる公的行事で、「君が代」斉唱・「日の丸」掲揚をやめ、平和教育・憲法学習を学校教育の根幹とする。
 - (カ) 「日の丸・君が代」の教職員、児童・生徒への強制はおこなわず、内心の自由を尊重し、「起立する自由・しない自由」「斉唱する自由・しない自由」を保障する。
 - (キ) 各校の核兵器廃絶を訴える図書・パネル・ビデオを充実させる。前橋空襲の実態を伝える資料を生徒一人ひとりに配布し、学習時間を設ける。
 - (ク) 学校教育に自衛隊をかかわらせない。学校では隊員募集に協力しない。職場体験には、自衛隊を除く。

(ケ) 前橋子どもの権利条例を制定し、具体化を図る。子どもをめぐる問題の解決に向けて、適切な援助ができる子どもの人権オンブズパーソン制度を設置する。

例えば、校則の問題など生徒の意見を反映させて、民主的に見直し生徒の自主性を引き出す。

(コ) 不登校・ひきこもり等の対応

①不登校児童、生徒へのきめ細かい対応をおこなうために、教員の加配や相談員を常駐させる。また、スクールカウンセラーなどの専門職員や学校支援員などを増員し、十分な児童・生徒への支援を保障するために、市として予算措置をおこなう。

②家庭でなら学習できる子どもへの支援を、専任の教員を配置して、専門チームをつくるなど学習支援制度を創設する。

③不登校の子どもたちが通う民間教育施設を認め助成をおこなうとともに、これらの教育施設に通う子どもに対して出席日数に加える。

④義務教育終了後も親や子どもに進路の相談や情報提供など適切な支援をおこなう。

(サ) 授業に支障をきたす教師の出張や、諸会議・研修会などを整理し少なくする。とくに、小規模校は配慮する。市の教科別等の指定研修をやめ、各種研修講座・教育研究所への強制割り当て参加をやめさせ任意参加とする。人権教育に名をかりた同和研修会（同和教育）は廃止する。

(シ) 標準学力診断テストおよび道徳性テストは廃止する。

(ス) 依然として続いている部活動の過熱を防ぎ、子どもに休日を保障する。

6、夏休み期間を元の8月末までに戻す。

7、教職員の増員と労働条件改善等について

(ア) 教職員定数の増員を国と県に求め、正規職員を増やす。

(イ) 教職員増によって年休・病休を制限することなく安心してとれるようにする。また自主研修の時間を保障する。

(ウ) 出張旅費・日当を完全に支給し、研修費を増額して事務職員・用務技士にも支給する。家庭訪問は交通費と夜間休日の手当を支給する。

(エ) 超過勤務をなくし、勤務の振替を完全に実施し、休息時間が取れるように改善する。

(オ) 部活動教職員・協力者の増員と手当を増額する。

(カ) 保健室登校、O-157対策、入学前健診など充分おこなえるように実態に応じて養護教諭を市単で複数配置すると同時に、修学旅行等の参加および土・日の出張による振替日には必ず代替を配置する。

(キ) 教職員の人事評価制度をやめる。

(ク) 教職員の勤務実態調査を行ない多忙化の解消をする。勤務時間の徹底を行なうとともに労働安全衛生法に基づく指導管理をする。教職員のストレスによる精神的疾患の実態調査をおこない、対策を講ずる。

- (ケ) 臨時職員の健康診断を公費負担とし、労働条件を文書で明示する。体育着、研修用図書を臨時職員にも支給する。
- (コ) 市費の非常勤職員の国語等支援講師の雇用を、学期毎雇用でなく一年間雇用にし、社会保険や雇用保険を適用する。
- (サ) 特別支援教育の介助員には労働基準法にもとづく有給休暇を保障する。

8、教育費の父母負担の軽減について

- (ア) すべての社会科見学・林間学校など、授業の一環としておこなう行事の費用（バス代など）は全額公費とする。
- (イ) 日本体育学校健康センター共済掛金（旧学校健康会費）は全額公費負担とする。
- (ウ) 就学援助金の適用範囲を拡大し、周知を図り、適用もれをなくす。
- (エ) 高校等の奨学金貸与制度を大幅に拡充し、利用促進をはかる。

9、施設設備の拡充について

- (ア) 学校施設解体などにおけるアスベストの除去にあたっては、教職員、子どもたち、近隣住民、作業員に健康被害を及ぼさないように、慎重におこなう。
- (イ) 校舎の耐震工事は、年次計画を早めいっきよにすすめる。下駄箱・ロッカーや窓など非構造部材の耐震状況を調査し、耐震補強を行なう。
- (ウ) おくれている体育館の耐震診断を一斉に実施し、新築計画と改修計画を明らかにする。天井や窓など非構造部材の耐震状況を調査し計画的に耐震補強を行なう。
- (エ) 老朽化したプールの改修計画を早め、すみやかに実施する
- (オ) 小中学校のトイレのレベルアップ（自動流水機能を備えるなど）する。老朽化の激しいトイレは至急改善する。
- (カ) 臨時教職員の増加・外部講師の任用などに伴い、不足する駐車場を整備する。
- (キ) 校庭・グラウンドの点検・整備や校門・門扉・フェンスなどの新設・改修を、早急におこなう。
- (ク) 職員室と各教室をつなぐインターホンを設置する。
- (ケ) 教育環境検査にホルムアルデヒドの検査を定期的に加える。
- (コ) 保健室に湯沸かし器・アトピー対策としての温水シャワー・職員室との連絡用電話を設置する。保健室の医療材料費予算を増額する。
- (サ) 児童・生徒の更衣室を設置する。特に中学女子用を急ぐ。
- (シ) 教職員の休憩室や男女別更衣室を整備・改修する。また、更衣室には温水シャワーを設置する。
- (ス) 部活動の公費保障をつよめる。楽器・スポーツ用具購入の予算を増額する。
- (セ) プールの温水シャワー設置は、プール改築時に限らず全校に拡充する。紫外線対策としてプールサイドに屋根や人工芝を設置する。
- (ソ) プール開きについてはプール開き前に放射能測定をおこない、安全性を確認してから清掃をおこなう。
- (タ) 各学校で不足する修繕費・消耗品費・備品購入費を増額する。

10、特別支援教育の充実について

- (ア) 特別支援教育を充実させる。介助員をさらに増員し、特に、重度・重複障害児の介助員を増やす。
- (イ) LD、ADHD、高機能自閉症の子どもたちへの適切な対応をおこなうため、研究チームをつくって担任を支援する。通級指導教室を増設し、支援を強める。
- (ウ) 普通学級の介助員を拡充し、継続する。
- (エ) 県への移管を要望しているが、現市立養護学校にも高等部を新設する。また、肢体不自由児学級を設置する。
- (オ) 県立養護高等学校に重度障害児の受け入れや、スクールバスなどの交通手段の整備を県に働きかける。群馬総社駅は、エレベーター設置などバリアフリー化をすすめるとともに、通学路の安全対策を強める。
- (カ) 普通高校に入学を希望する障害者が入学できるよう施設整備や人員配置などの条件整備を県に要請する。
- (キ) 障害児の卒業後の進路に対する総合的な指導体制を強化し、これに対応できる各種施設の増設・新設を緊急におこなう。

11、図書司書について

- (ア) すべての学校図書館に有資格の常勤司書を配置する。
- (イ) 当面、臨時職員司書の時給・有給休暇など待遇を改善する。
- (ウ) 小中学校の臨時職員司書の勤務時間は1日6時間勤務とする。
- (エ) 図書購入予算を大幅に増額する。市立図書館、子ども図書館との連携を強める。

12、事務職員は全学校配置を継続し、事務の共同実施をやめるように県に要請する。

13、学校給食の充実について

- (ア) 調理業務の民間委託はやめる。
- (イ) 学校給食への地元農産物の利用拡大にJ A、地元農家とも協力し、取り組む。地元農産物を使った献立の独自メニューの回数を増やす。
また、O-157による食中毒を出さない安全対策や、有害な化学物質などが溶出しない食器・包装を使用する。
- (ウ) 環境に配慮し、現在焼却処分している給食の残菜は、生ごみの堆肥化や、飼料として完全に再利用する。また、リターナブルびんでの牛乳の導入を研究する。

14、冒険あそび場などを市内各所に設置し、身近なところで参加できる場を提供する。

15、公立幼稚園の充実について

- (ア) 希望する障害児等を受け入れられるようにする。
- (イ) 保護者等の要望をふまえ、預かり保育を延長する。

16、私立幼稚園の保育内容充実のため、運営費補助金や、施設整備補助金の増額をおこなう。

17、公立高校について

- (ア) 学校間格差をなくして新学区制をつくり、高校入試制度を抜本的に改善して受験

競争から子どもたちを守るよう県にはたらきかける。

- (イ) 学級削減と統廃合に反対し、地域の高校を守ることや、正規職員定数の確保・充実に、教職員の多忙化、生徒の学習・生活指導の改善をはかることを県に要請する。
- (ウ) 市立高校は、市内の生徒を優先する入学制度を再構築する。30人学級にして、きめ細かいゆきとどいた教育を実施し、学校のレベルアップを目指す。

18、帰国子女および外国人労働者の子弟の学習権を保障するための諸施策を講ずる。

19、工科大学

- (ア) 工科大学の「独立行政法人化」はおこなわない。
- (イ) 入学選考に「前橋枠」をつくる。
- (ウ) 工科大学の学問研究、技術開発の自主的・民主的發展をはかり、その成果を広く公開して地域の環境と産業の進歩に役立たせる。
- (エ) 大学の専門性をまちづくりや産業の発展に役立てるために、「地域連携推進センター」の拡充をはかる。
- (オ) 経済的困難をかかえる学生への入学金、大学授業料の減免制度を拡充する。

B 生涯学習

1、市民サービスセンター・コミュニティセンター、図書館の運営を市民本位にすすめる。

- (ア) 富士見図書館については住民の要望を十分反映した施設建設にする。
- (イ) 市民サービスセンター図書分館の民間業務委託を元に戻す。市立図書館や子ども図書館の窓口業務の民間委託を元に戻し直営にする。
- (ウ) 障害者・高齢者への配本サービスを全市に広げるとともに、福祉施設、病院などへもサービスを広げる。
- (エ) 第1コミュニティセンターの建設を急ぐ。
- (オ) 東市民サービスセンターの建替え用地を確保し、早期に建設する。
- (カ) 南橋市民サービスセンター図書室にエレベーターを設置する。
- (キ) 永明市民サービスセンター、東市民サービスセンターなど図書室未整備の地区市民サービスセンターについては、早急に対応する。
- (ク) 市立図書館、子ども図書館の図書購入費をさらに増額し、市民サービスセンターにある分館・学校開放図書室等の図書の充実をさらに進め市民要望に応える。
- (ケ) 前橋プラザ元気21・図書館行事などの講師・審査員・補助員への謝礼・日当を引き上げる。
- (コ) 前橋プラザ元気21・地区市民サービスセンターの市民団体の利用については、必要以上の制限をおこなわない。
- (サ) 第4コミセン、元気21の調理室の食器や器具類の充実、および第2コミセンの畳替えなど利用者の要望に応えた施設整備を充実する。

2、郷土の歴史、文化財を守る。

- (ア) 文化財保護の担当事務職員を増員し、分野別の専門職員を配置する。
- (イ) 歴史散歩道・サイクリング道路を整備するなど、文化財めぐりのコースをつくる。
- (ウ) 総社・元総社地区の史跡整備を進める。特に総社二子山古墳の修復・整備を急ぐ。
- (エ) 発掘した遺跡を展示するための資料館を大室公園内に設置する。
- (オ) 文化財ガイドを養成し、文化財啓発をする。
- (カ) 松並木の松など歴史的な天然樹木に対して、史跡指定をする。
- (キ) 麻屋の解体時に保管した部材を早期に保存展示する。

3、児童文化センターのプラネタリウムの観覧料を無料にする。

4、前橋プラザ元気21の活用について

- (ア) プレイルームの利用料金はひきつづき無料とする。
- (イ) 1階イベントフロアでの各種作品展示を行うために、施設整備を行う。

5、文学館は文学関係団体、サークルの活動、交流の拠点にできるようにさらに運営上の充実を計る。

6、美術館等の施設・設備の拡充について

- (ア) 美術館の運営は、市直営とし学芸員の役割を重視し、市民が気軽に観賞できるものにする。
- (イ) 市民が利用しやすい市民ギャラリーをつくる。
- (ウ) 子どもや障害者・高齢者を無料にする。
- (エ) 美術館のための新たな駐車場の購入整備はしない。
- (オ) 博物館・郷土資料館については広く市民の声を聞いて計画的な建設方針の検討をおこなう。

7、有害図書・ビデオ・DVD・インターネットの有害サイトなどは、「表現の自由」を充分に配慮しつつ、県条例に基づく規制を強めるとともに、学校でインターネット、携帯電話などの使用についての教育をおこない、青少年を退廃文化から守る。

8、地域集会所・自治会館の新築および改築の助成金を増やし、使用料を安くするなど住民が利用しやすいように指導する。

C スポーツ・レクリエーション

1、市民スポーツを民主的に発展させるために

- (ア) 市民プールはとびこみ用プール・観覧席等の増設と温水プールを併設する。
- (イ) 上・下川地区方面にプールの併設を含めた基幹運動場を設置する。
- (ウ) スポーツドクター・指導員・レクリエーションリーダーなど健康増進のための専門家集団を各地区に配置し、またスポーツ情報センター・スポーツ電話相談などを新設し、気軽に相談できる拠点づくりを進める。
- (エ) 宮城総合運動公園内のマレットゴルフ場の利活用を促進するためにも利用料を無料にする。

(オ) 社会体育団体を育成する観点から市全体の社会体育施設使用料金の軽減をはかる。

2、市民レクリエーションの充実のために

(ア) 市内適地に（仮称）「子どものくに」をつくり、幼児から青少年を対象に自然を生かした総合的なレクリエーション施設の整備を急ぐ。

(イ) 自然休養村・キャンプ場・市民保養センターなどを建設・活用し、市民レクリエーションの充実をはかる。

(ウ) スケートボード、ローラースケート、フットサルなどできる広場を整備し、バンド演奏などができる音楽室を設置し、青少年の居場所づくりを進める。

Ⅴ 市民のくらしを守り、市経済を活性化させ、産業を発展させるために

A 商工業

1、事業所の実態調査等

(ア) 大型店の進出や大企業の撤退の際には、従業員の雇用状況および雇用継続や再就職のあっせん状況、中小業者への影響調査をおこない、雇用確保策をはかる。

(イ) 事業所調査は外部への委託調査ではなく、市職員が直接訪問し中小業者の経営実態調査をおこない、その結果にもとづいて融資や商品開発・新技術の紹介・販路拡大などの支援施策を強める。

2、地域経済振興対策

(ア) イトーヨーカドーの後継店の出店を促す。

(イ) 南部拠点地区の大型店出店により、小売店面積に占める大型店の割合は85%をこえ、オーバーストア状況となった。今後の郊外への大型商業施設の出店を抑制するための「市条例」を制定する。

(ウ) 市内中小企業と大学や高専・高校との「地域産学連携」を強め、技術・商品開発を支援し中小業者の技術・技能を高める。さらに、青年の就業と技術取得を支援する。「中小企業支援センター」をつくる。

(エ) 本市独自の（仮称）「中小企業振興基本条例」を制定して、中小商工業者振興のための市の責務を規定するとともに、行政・中小商工業者・市民研究者を入れた協議会を設置し、地域住民に雇用と所得を保障し、中小企業の育成をはかり、「地産地消」の循環型地域経済の発展をめざす。

3、税・公共料金

(ア) 収入が激減した業者の営業とくらしを守るため、市民税や固定資産税、国保税などの、減免基準を緩和し弾力的に適用する。

(イ) 市税滞納者については、生活実態を十分把握し、納税緩和措置を講じながら、無理のない分納計画を示し、自主納付を働きかける。

(ウ) 中小企業者の売り掛け金や不動産の差し押さえは融資の道を断ち経営を破綻に迫

い込みかねないので、行き過ぎた滞納処分はしない。

- (エ) 給与や年金と解っていないながら、預金口座を差し押さえることは事実上生計維持費まで差押えすることになるので止める。
- (オ) 延滞金の減免基準（規定）を作り、本税を完納した場合には担税力を十分考慮して減免する。
- (カ) 生活保護世帯や自己破産によって免責決定された滞納者については、担税力の有無を迅速に判断して、執行停止の決定をおこなう。
- (キ) 児童手当や生活扶助費や雇用保険による失業手当などは、預金口座に振り込まれても差し押えはおこなわない。
- (ク) 保育料や学校給食費などの各種使用料の滞納については、滞納者の生活実態を十分把握し、分納指導を強める。訴訟による強制徴収は最終手段とし、安易な提訴をおこなわない。

4、融資制度

- (ア) 本市制度融資の活用を金融機関に促すとともに、返済猶予、借り換えを県保証協会とも連携して中小商工業支援策を講じる。
- (イ) 金融機関に制度融資に対応する窓口を設置するよう指導し協力を求める。また、制度融資の活用状況の実態調査を全金融機関対象に実施する。
- (ウ) 市民税以外の滞納を理由とした申し込み制限や、金融機関窓口での貸し渋りをやめさせるなど、無担保無保証人融資の利用率アップのための手立てを講じる。
- (エ) 市が行うすべての融資制度の返済期間を最低10年に延長する。
- (オ) 中小企業のサラ金・ヤミ金融被害者の相談窓口を充実する。
- (カ) 「生業資金」としても使える無担保・無保証人の「緊急事業支援融資制度（駆け込み資金）」など直貸しによる小額融資制度を創設し、迅速・簡便な審査で、金融事故や高利貸し被害を未然に防止する。

5、商店街振興

- (ア) 少子高齢化に適応した各商店街のコンセプトの作成と魅力ある商店街整備を行うため、地域住民・自営業者・市で構成する「商店街づくり協議会」（仮称）を設置する。
- (イ) 共同施設整備、共同売り出し、イベント等の独自商業振興策を積極的に支援し、さらに充実する。また、個性のある小売店をふやすための支援や生鮮3品の小売店に対する支援を強める。
- (ウ) 商店街振興組合の事務局員を確保するための助成をする。
- (エ) 新規独立開業をめざす起業家支援のための研修・相談など、市独自施策をさらに充実させる。
- (オ) 空き店舗解消のための実態を一覧にして、商店としての利用を促進し、住み続けられる町づくりにむけて、福祉や生涯学習部門など関係部局との連携を図る。
- (カ) 8番街の再開発については急がず市民の意見を良く聞いて慎重に検討する。

6、産業振興施設等

仮称「市産業振興支援センター」は、商品開発・技術開発の支援や販路開拓、情報提供、経営指導、研修など、市内中小企業の要望にこたえられる施設をめざして建設を急ぐ。

7、観光施策

(ア) 「観光基本計画」に基づき赤城山などの自然を生かし、全国から観光客を誘致できる観光ルートや観光スポットをつくる。赤城山登山道・スキー場の整備及び増えた鹿による食害から赤城の生態系や自然環境を保全する。

(イ) 赤城大沼のワカサギ漁が復活できるよう放射能の除染対策を行なうとともに東電に全面賠償を求められるよう関係団体を支援する。

(ウ) 本市の特徴ある歴史、文化遺産を全国に向けて発信する。観光ボランティアを育成し、観光タクシーを業界と連携して整備する。

(エ) 全国的な知名度を有する特産品を作るため、赤城の恵ブランドの普及及び商品開発を支援する。

8、「企業誘致条例」で助成した企業及び大型商業施設への施設改修費補助を行なった企業については、経営や労働者の雇用状況を見守り、労働者の安易な雇い止めをしないよう、企業の社会的責任を果たさせる。

9、伝統産業振興

木工家具、こけし、地酒、経木、漬物などの地場産業振興のための支援（商品開発・販路開拓、経営指導など）を強める。

10、シルバー人材センターの仕事を増やすとともに、国や県と連携して市独自の雇用対策事業に取り組み、雇用増につながる事業をおこなう。

B 農 業

2010年農業センサスによると前橋市の専業農家数は1,415戸であり、高齢化が進んでいる。一方、新規就農者は、昨年度は25人、今年度は20人とどまっている。安心して農業ができる条件を抜本的に整備しながら、魅力ある農業経営の確立と担い手確保・育成に特別な力を注ぐことが求められている。

1、本市の農地は過去10年間に18%も減少している。市は国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、農地の現状維持をはかるために農地面積の目標を設定するために「農業振興地域整備計画の変更」をしようとしている。したがって農地確保をするために以下の点を要望する。

(ア) 耕作放棄地を生み出さないために新規就農者の確保をはかり、担い手を確保する。

(イ) 土地改良した優良農地をつぶす大型店の出店をさせず開発抑制をはかる。

(ウ) 「農業生産法人」の農地取得面積が増加している。同法人が耕作を放棄しないように届け出た生産計画を厳守するよう指導し監視する。

(エ) 建築・土木業者が「資材置き場」として転用した農地を一定年数経過後に分譲住

宅などに開発することのないよう関係各課と連携し、指導監視する。

- (オ) 遊休農地・耕作放棄地対策として、農地の流動化支援策の推進とともに、新たな奨励作物として銀杏などの果樹の植栽や、飼料用米の栽培などを奨励する。また、年金生活者など農産物の栽培に意欲ある市民に家庭菜園を組織的に紹介して遊休農地の解消をはかる。

2、3月11日に発生した福島第1原発事故に伴う大量の放射性物質の汚染対策をすすめる。

- (ア) 価格下落に通じる風評被害を防ぐために、土壌・湖沼・農産物及び畜産物の放射性物質検査を継続して行なう。
- (イ) 検査機器の整備と測定体制を確保する。とくに、牛の放射能検査の全頭検査を出荷段階だけでなく、飼育中の全頭の牛にも実施する。
- (ウ) 餌となる飼料用稲、青刈りとうもろこし、牧草についても検査する。
- (エ) ほうれん草やかきななど野菜類並びに肉牛農家、赤城大沼の漁協に対して全面的に賠償が受けられるよう援助する。
- (オ) 農家への見舞金や検査体制にともなう人件費増額分などの市の財政負担分については、東電に請求する。

3、国に以下の点を強く要請する。

- (ア) 口蹄疫の発生を阻止し、発生した場合には感染拡大の防止と被害の補償、経営再建の支援に万全を尽くす。口蹄疫に関する正確な情報の広報・普及に努め、風評被害を未然に防止する。
- (イ) 現行のBSE対策を堅持し、全頭検査を継続するなど牛肉の安全を確保する。
BSE対策がずさんなアメリカ産牛肉などに対する輸入規制を緩和せず、検査体制の強化を求める。
- (ウ) 鳥インフルエンザ対策は被害の拡大を阻止し、市民の不安を解消するとともに、食の安全を確保するための対策を国、県と連携しておこなう。
- (エ) 水田のもつ国土・環境保全の役割を評価し、減反政策の見直しを国に求める。米の需要と価格の安定は政府の責任である。所得保障と価格保障とあわせて、全国平均で1俵1万8千円の米生産による収入を確保する。
- (オ) 畑作、畜産、野菜、果樹などのそれぞれの品目の生産や流通、加工などの実態に即した価格保障（価格安定・支持制度）と所得保障の拡充で、農業経営が安定して持続できる条件を整える。

4、市独自の価格保障制度については、野菜以外の畜産製品などにも対象品目を拡大し、保障価格の引き上げを行うなど、市独自の農畜産物価格保障制度の充実をめざす。

5、米の生産調整に伴う落花生やサツマイモ、飼料用稲・米など自主的な転作作物については補助率の引き上げ、栽培・管理に必要な施設・機械に対する十分な助成を行う。

6、新規就農者支援策を以下の通り拡充する。

- (ア) 新規就農者の援助金を少なくとも月額15万円・5年間支給する。

- (イ) 後継者育成のために県立農業大学校・高校・専門校などで農業技術を学ぶ学生に対して市独自の奨学金制度を創設する。
- (ウ) 農村塾を経て新規就農をめざす者への支援金制度を創設する。
- (エ) Uターン・転職などで新規就農をめざす者を対象に、技術習得や農業経営などを学ぶ研修施設を設置する。

7、地産・地消を以下の通り推進する。

- (ア) 学校・保育所・福祉施設などの給食の食材に市内の新鮮・安心・安全な農産物の利用が拡大されるよう、JAなどとも連携を強める。
- (イ) 前橋産の農畜産物の販売促進のため、産直・契約栽培・農産物直売所・朝市・観光農園・庭先販売・生産者による現地即売などへの各種助成策で生産者と消費者の結合を強める。農業マップ・産直マップを充実させ、生産者と消費者の交流・連携を促進する。
- (ウ) 農産物に一次加工などを施し、粕川町の大豆など特産品を活かして商品化するための技術開発、施設整備などの援助をさらに強める。
- (エ) 市内の公共施設の緑化等には、市内で生産した緑化用樹木を積極的に活用する。

8、畜産振興について

- (ア) 配合飼料が高騰をしている。現行の価格差補てん事業では、農家の十分な負担軽減にはならない。国に補助金の増額を求めるとともに、飼料用稲を遊休水田でいっそう増産して自給率の向上をめざすとともに、市独自の飼料購入助成策を拡充する。
- (イ) 後継牛育成のために、預託料の助成を長期的におこなうとともに、引き下げた助成額を元に戻して助成する。
- (ウ) 不適切な畜産排せつ物（し尿）処理による環境汚染を発生させないため、営農指導・施設改善や整備の指導およびその助成策を強める。消臭剤及び消毒剤の助成策を強める。

9、養蚕振興について

- (ア) 最低保障価格の引き上げを国・県に強く働きかける。
- (イ) 天蚕等、市場性のある品種の導入・育成などの指導・研究体制を整え、助成をさらに強める。シルクブランドの拡大をはかる。

10、農村集落排水事業をさらに進めるとともに、下水道のない所での公共施設の排水処理と家庭雑排水処理は、合併浄化槽や土壌浄化法で対応する。下水汚泥の放射線汚染対策を講じる。

11、市内農産物の残留農薬等の抽出検査数の増加をはかり、結果を公表して安心して購入できるよう啓発する。

12、「安全でおいしい食料を安く」という消費者ニーズに応え、環境保全型農業を強力に推進し、有機・低・無農薬栽培への指導・援助を強める。

13、赤城山一体の鹿・イノシシ等の有害鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画をただちに作成し、県や大学とも連携して抜本的に強める。

防護柵やわなの設置、増えすぎた鳥獣を適正な密度に減らす取り組みの助成策を強める。

14、農用地や農道への廃棄物不法投棄防止策を強化するとともに、産業廃棄物処理施設の建設計画は事前に住民に詳しく周知し、住民合意のない建設は認めない。

15、林業振興策について

- (ア) 間伐材の伐採に助成策を講じるとともに木質バイオマスへの活用を推進する。
- (イ) 県と連携して市内林産物の活用と価格維持策をはかる。
- (ウ) 松くい虫に対する防護策を強化する。

C 勤労者・消費生活

1、勤労者

- (ア) 「公契約条例」を制定し、公共工事・業務委託・指定管理者制度による民間事業者が雇用する労働者の賃金などの労働条件を守る。
- (イ) 市内の企業が工場を撤退したり、派遣労働者を解雇した場合には、企業に雇用確保を要請するなど、市民が働く仕事づくりのための市としての労働行政を強める。
- (ウ) 市と指定管理者が雇用する非正規労働者の実態を調査して公表するとともに、正規雇用の割合を増やし、非正規雇用でも「同一労働同一賃金」の立場で時給1,000円以上の最低賃金を保障する。
- (エ) 市内企業に対して派遣労働者や期間工などの非正規労働者の雇い止めをやめ、正規雇用を増やすように積極的に働きかける。
- (オ) 勤労者住宅建設貸付資金は、市民周知と貸付限度額を拡大する。
- (カ) 企業の協力を得て、一定期間求職者が就労体験ができるような雇用促進のためのサポート事業に市として取り組み、青年の雇用を企業にはたらきかける。
- (キ) 深刻な失業者の増大に対応するためハローワーク等と連携を図り、全庁的な総力をあげた求職者支援対策を講ずる。専任の雇用相談窓口を再開する。
- (ク) パート労働者の賃金水準を引き上げ、扶養控除額の引き上げを国に働きかける。
- (ケ) 内職・パート相談事業を拡充し、実態調査・仕事の確保・就業後の悩み相談及び労働条件改善などにつとめる。
- (コ) 前橋地区職業訓練校の拡充をはかり、市民の再就職への支援を行う。
- (サ) 雇用促進住宅の廃止をしないように国に求める。

2、消費者

- (ア) 市消費者保護条例を制定し、消費者行政を強める。
- (イ) 市消費生活センターは、センターの活動や被害者状況・設置場所の周知を行い、消費者被害の相談者に対して、法律扶助制度である法テラスを紹介するなど、より親切できめ細かな対応をする。
- (ウ) 市消費者団体連絡会など自主グループに対する助成制度を復活する。
- (エ) 架空請求や「振り込め詐欺」「住宅リフォーム詐欺」など、悪質な訪問販売や、街

頭勧誘などから市民の被害をなくすため、市民啓発を一層強める。

(オ) 消費者被害防止のために副読本を作成し、学校教育や地域での生涯教育に位置づけ、体系的な消費者教育をおこなう。

3、サラ金・クレジットカード等の被害対策

(ア) 商工ローン、サラ金、クレジットカード被害を根絶するため、過剰融資防止の監督・指導を強化し県と連携して、被害者救済を徹底する。訪問販売をはじめ、さまざまな消費者トラブルを未然に防止するため、出前講習など消費者教育の強化をはかる。

(イ) 消費生活センターなど市民相談窓口を充実させ、情報提供や相談、救済対策を強める。勤労者生活資金制度を借り換え融資を含めた制度に改善する。

(ウ) 上毛新聞・群馬テレビなどに対し、サラ金・商工ローンの広告の自粛を要請する。

(エ) サラ金の無人貸出機設置の自粛を業界に要請する。

4、市民への食の安全をはかるため、輸入食品の流通過程や輸入農産物のポストハーベストなどの実態調査・検査を実施し、その結果を市民に情報提供する。

5、高齢化が進むなかで、65歳までの継続雇用の推進と再就職の促進を働きかける。シルバー人材センターにおける仕事紹介件数を増やし、一層充実させる。会員登録、相談体制を本庁・公民館・支所でおこなう。

Ⅵ 生活環境整備をすすめるために

A 環境衛生

1、新清掃工場建設計画

(ア) 下増田町に建設を計画している新清掃工場は、伊勢崎市民から2万人弱の反対署名が市長に提出されて、都市計画法に基づく反対意見書が350人余上がっている。住民合意のない建設計画は、問題であり見直す。

(イ) 清掃工場の本体の工事を約175億円に見込んでいるが、市の洪水ハザードマップに寄れば、5メートルの浸水予定地域となっているため、建設場所が適地ではないので見直す。

(ウ) 環境影響評価項目に放射性物質を入れる。

(エ) 焼却灰の処理を民間産業廃棄物業者に委託する計画を撤回して自己処理を行う。

2、ごみ処理対策

(ア) 今後もごみ処理費を市民転嫁する有料化はおこなわない。

(イ) リサイクルできない廃プラスチックを焼却するとダイオキシンや重金属類などの有害物質を排出し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を発生するので、分別をさらに徹底し、焼却処理を減量する。

(ウ) 事業系ごみについては、焼却工場でのチェック体制および指導を強化して、事業

所における分別の徹底による減量化をいっそう推進する。

- (エ) 生ごみの自家処理等の市民教育・啓もうを徹底し、家庭用生ごみ処理器の助成を拡充する。生ごみを分別して堆肥化する収集処理体制を早期に作る。
- (オ) 剪定枝の再資源化施設をつくり、リサイクルをする。再利用の調査研究も強める。
- (カ) 有価物集団回収の組織をふやすとともに助成を強める。未実施地域は、資源として市の回収に位置づけ、資源化率を25%以上とする。
- (キ) プラ・塩ビ系容器の使用自粛、過剰包装についての改善を業者に要請指導する。
- (ク) リサイクルプラザを早期に設置して、再使用できる家具や自転車・家電製品などを市民に提供してごみ排出量を削減する。
- (ケ) 荻窪工場の施設整備を行い、空き缶売却価格を引き上げて入札し、資源化する。

3、ダイオキシン対策

清掃工場の排気ガスに含まれるダイオキシン排出量は国基準を下回っているが、長期間の排出による大気や土壌汚染は住民の健康に影響を及ぼしかねない。排出抑制策として、塩化ビニールなどが含有する廃プラスチック類の分別収集を徹底して焼却量を減らす。廃プラスチック製品を燃やしていることの影響を正確に調査し、市民に結果を公表する。

4、産業廃棄物対策

- (ア) 西大室町などに計画されている産業廃棄物の処理施設の建設許可にあたっては、近隣住民の合意を前提条件とする。
- (イ) 産業廃棄物処理は、排出事業者の責任と負担をより厳正に指導するとともに市外からの持ち込みは、きびしい事前協議と監視体制を強化し、搬入できないようにする。
- (ウ) 産業廃棄物の不法投棄・焼却に対する監視体制を強め、厳しく取り締まる。

5、旧前橋工業高校の汚染土壌の早期浄化を行うため、訴訟になっているが県との費用分担などの協議を行い、環境汚染の拡大と住民の不安を一刻も早く解消する。

6、田口町の水道水源の汚染原因である、渋川市の坂東工業団地に投棄されているカーバイトかすの除去を県と連携し一刻も早く行う。

7、半導体産業などからの有機塩素系溶剤をはじめとする、各種の化学物質による環境汚染の実態調査と、発生源対策を強化する。

8、「地球温暖化防止行動計画」の趣旨や内容を、全市民と全事業所に啓発する。具体的削減計画を事業所につくらせ計画内容の達成にむけて指導をする。

9、悪臭・騒音・粉塵・水質汚濁などを発生させる工場等に対して、指導・監督を強める。中小企業や農家への環境設備費補助や制度融資を充実する。

10、大気汚染・水質汚濁・騒音・地盤沈下・悪臭など、環境や公害の実態をより正確に把握するための住民参加の体制をつくとともに、環境保全に向けての市独自の調査研究情報収集を強める。

11、群馬化成産業の悪臭公害を根絶するために以下の対策を講じる。

- (ア) 臭気指数調査の結果に基づく工場への施設改善勧告の実行を強く求める。
例えば、臭気が外に出ないように、施設の密閉・建屋で覆うなど施設の改善、悪臭を放つ排水・排気施設の改善など。
 - (イ) 周辺住民・自治会などの協力を得て、悪臭モニター制度をつくり、監視する。
 - (ウ) 市の責任で、24時間パトロールを実施する。
 - (エ) (株)群馬化成産業環境対策連絡会議（県・市で構成、事務局は前橋市保健所）は、会社への立ち入り調査を必要に応じて実施し、改善指導状況を地元自治会などに定期的に報告するなど、活動を強化する。
 - (オ) 同社は3地元自治会（今井・富田・荒口町）との「覚書」を遵守し、悪臭を発生させないよう市は同社を指導する。
- 12、東片貝町の(株)ナグモコーポレーション、滝窪町の福和産業(株)、野中町の石井興業(有)、の建築廃材処理の実態調査を行い、近隣住民の被害状況を聴取し、抜本解決をめざす。
- 13、水源地域への産業廃棄物処理施設の建設などを禁止する「水源保護条例」を制定する。

B 交通・交通安全対策

- 1、市民がいつでもどこでも、安心して利用できる総合交通体系を確立する。
- (ア) 「公共交通マスタープラン」に掲げた、マイバスやデマンドバスの料金見直し（値上げ）は行なわない。
 - (イ) 交通不便地域を解消するために、市民の意見を十分聞きながらバス路線の再編・新設をはかる。さらに新たなマイバス路線の増設（広瀬、総社、清里、芳賀、桂萱地区など）や富士見地区の巡回バスを早期にデマンドバスに転換する。
 - (ウ) 既存のマイバス路線の停留所の見直しを行なう。100円の一律料金を堅持する。
 - (エ) 社会実験が終了したマイバス路線を早期に走らせる。
 - (オ) 広瀬・山王方面、協立病院や市立体育館、六供温水プール、前橋大島駅などを経由する循環バスを早期に走らせる。
 - (カ) 既存のバス路線との連絡を図り、嶺公園と大室公園までデマンドバスが乗り入れできるようにして利用者の利便性をはかる。富士見地域でも住民要望に応え、るんバスを早期にデマンド化する。
 - (キ) 高齢者・障害者に配慮したノンステップバスの導入を進める。
 - (ク) バス会社の自主運行路線・市の委託路線ともに、市民啓発を行い乗客を増やして運行便数は減らさない。ベンチや風雨を避ける屋根の設置など停留所の整備を助成して行う。
 - (ケ) 国や県に既存のバス路線料金を引き下げのための助成制度の充実を求めるとともに、市独自で料金を引き下げてバス利用者を増やす。
 - (コ) 現在の駒形駅経由の大胡駅から高崎駅路線を宮城支所まで延伸し、朝夕の本数を増やすなど利用者の利便性をはかる。

- 2、パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライドなどを積極的に導入して乗客を増やす。
- 3、CO₂削減目標を視野に入れ、地球温暖化対策のためにLRTの導入を研究する。
- 4、交通事故防止のために信号機の新設・改良の促進を群馬県公安委員会に強く求め、カーブミラー・道路標識の設置や横断歩道などの安全策を講ずる。
- 5、大型店、大型建築物、公共施設の新設や、住宅・工業団地造成にあたっては、地域の実情を調査し、住民要望に沿ったアクセス道路の整備・交通安全対策をたてる。
- 6、上越線群馬総社駅のホーム及び駅舎の残りの抜本的改修整備（橋上駅化）を、JR東日本に働きかけ促進する。また、東西を結ぶ跨線橋をつくる。
- 7、上毛電鉄について
 - (ア) 高齢者運賃割引制度の割引率を拡大する。
 - (イ) 駅舎のトイレを公衆用トイレとしても利用できるよう設置・改修する。
 - (ウ) 江木駅と大胡駅間に上電新駅を早期に設置する。

C 道路・水路

- 1、未着手の都市計画道路の計画を住民本位に見直し、厳密な再評価をおこなって廃止・縮小することも含め現状に即した道路づくりに転換する。
- 2、県庁群大線は岩神通りで事業をやめることも検討し、住民の意見を聞きながら、事業の縮小をはかる。
- 3、歩道段差解消などのバリアフリー化にむけての整備は、国道・県道との連携をはかり、高齢者施設や障害者施設などの付近は早期に実施するとともに、透水性の舗装を促進拡充する。
- 4、利根川河畔サイクリングロードの早期完成を県にはたらきかけるとともに、市内各所に歩行者・自転車専用道路をつくる。
- 5、道路パトロールを強めてかまぼこ型道路による危険箇所を把握するとともに舗装のはがれや甲蓋やグレーチングなどの損傷箇所を修理する。
- 6、溢水対策重点地区、並びに新たな水あふれ地区（桂萱地区・天川大島三丁目花みずき通りなど）に対して、溢水が起こらないように県とも連携を充分図り抜本的な対策を講じ雨水対策費を増額する。
- 7、道路側溝の甲蓋・グレーチングのない箇所については、歩行者・自転車の安全上からも、早期に設置する。
- 8、JR安中街道石倉踏切の歩道を整備する。
- 9、私道整備の補助率を90%に引き上げるとともに、市への私道用地の寄付による移管制度があることを市民に周知する。
- 10、広瀬川（平和町1丁目付近、広瀬団地付近、天川大島町付近）、葎（ニラ）川の遊歩道未設置カ所を早急に整備する。
- 11、老朽化した橋りょうの修繕を長寿命化計画を踏まえ前倒しして早急におこなう。

12、駒形駅付近から駒形バイパスまでの間の前橋・館林都市計画道路を早急に整備する。

D 住 宅

1、市営住宅の建設について

- (ア) 増加している入居待機者や狭小老朽住宅の解消のため、建替に限定せず新規建設も行い、低家賃住宅、高齢単身者用住宅、身障者用住宅、シルバーハウジングなどを十分確保し、入居待機者をなくす。
- (イ) シルバーハウジングには、生活支援員を複数配置し、一層の充実を図る。
- (ウ) 中心市街地への市営住宅の建設を促進するとともに、民間マンション等の借り上げ市営住宅制度を取り入れ増設する。

2、既設市営住宅の改修について

- (ア) 耐震補強工事が必要な9棟は、早期に工事を完了させる。
- (イ) 「長寿命化計画」に基づく実施計画を早期に具体化し、団地ごとのリフレッシュ計画を公表する。
- (ウ) 既設の中層住棟のエレベーター設置を計画的に促進する。4階建ても対象にする。
- (エ) 風呂桶と風呂釜または給湯器の未設置住棟は早急に設置する。
- (オ) 照明灯未設置の自転車置場は、すみやかに設置する。
- (カ) 市営住宅の施設補修費を増額し、既設住宅への総合的なリフレッシュ計画を実施する。
- (キ) 10年以上同一世帯が住み続けている市営住宅は、市の責任でタタミやふすま・クロスなどの取り替えをおこなう。長期入居者住宅の修繕を積極的に実施する。
- (ク) 既設住宅の建物および建物の周辺のバリアフリー化工事を促進する。

3、市営住宅の建て替えについて

- (ア) 南橋町団地の建て替え事業は、事前に現在の入居者の要望を十分把握し、一棟の建設を2年間でおこない、事業が長期化しないよう留意する。
- (イ) 南橋町団地のあと2棟の建て替えにあたっては、従前の除去戸数に見合う戸数を確保し管理戸数を減少させない。
- (ウ) 南橋町団地の建て替えにあわせ公園や集会所や児童館、スポーツ施設、駐車場などの住民要求を実現させる。
- (エ) 多家族向け住宅、身障者用、単身高齢者用など若い世帯と高齢世帯がいっしょに住める住宅づくりをめざす。
- (オ) 建て替えにあたっては、入居者全員が住みつづけられるように家賃額を低く設定する。
- (カ) 建て替えた市営住宅の入居者の傾斜家賃期間の現行5年を市独自にさらに延長する。

4、市営住宅の管理について

- (ア) 退去住宅の修繕をすみやかにおこない、市営住宅の入居あっせんを直ちにおこな

う。

(イ) 母子家庭、父子家庭、及び病弱者家庭などの市営住宅入居は、申し込み順とせず
選考入居とする。

(ウ) 入居所得基準額の大幅引き上げをおこなうよう国に働きかける。

(エ) 市営住宅駐車場料金を低料金におさえる。

(オ) 市営住宅の駐車場の不足を解消するために、市が民間の土地を借り上げて整備す
る。

5、市住家賃の滞納者への明渡しや家賃支払いの提訴を安易におこなわず、生活状況を
ていねいに聞き分納の指導を強める。

6、「耐震・エコ・子育て住宅改修支援事業」は、3工事に限定せず拡充する。

E 公園・緑化

1、大規模公園の整備にあたっては予算規模・工期・整備後の維持管理費など精査し、
過大な整備とにならないようにする。とくに、荻窪公園については整備計画を縮小する。

2、身近な公園や緑地の管理予算を増額し、公園愛護会が担えない樹木の剪定を市がお
こなう。公衆トイレの定期的な清掃やバリアフリー化、出入口や公園内のバリアフリ
ー化を進める。

3、遊具および公園の安全点検マニュアルを整備し、定期点検をおこなうとともに必要
な箇所のすみやかな改修をおこなう。

4、高齢者などが気軽に利用できる健康器具などを公園に設置する。

5、公園内に除草剤を散布しないよう、愛護会への指導を徹底する。

6、彫刻を配置した遊歩道・公園を計画的に増やす。

7、中央児童遊園については、指定管理者が物品販売など営利事業を拡大し、公園の運
営目的を逸脱しないよう日常的な指導監督を強める。災害時の危機管理マニュアルを
策定する。

8、生垣補助制度の補助枠を拡大するなどして、市民啓発をすすめ、制度の利用をうな
がす。

9、松枯れ対策を抜本的に強める。

10、補植予算を増額し、街路の並木を守る。国・県道の街路樹の適切な維持管理を要請
する。

11、あいのやまの湯の高齢者・障害者の料金割引を実施する。

12、ばら園および中央児童遊園に小動物を戻して、子どもたちが来園時に小動物と触れ
合えるようにする。

13、嶺公園にある原爆被爆者慰霊碑の案内板を、各公園入り口と慰霊碑前に設置する。
市として、被爆者の支援をするために、関係課と連携して原爆慰霊碑の維持管理を行
う。

F 都市計画・区画整理

市施行区画整理は、11地区で（2011年3月末現在）、移転計画戸数は7,835戸・進捗率72%となっているが、未移転家屋数は2,123戸も残っている。事業期間が20年をこえて長期化している地区も少なくない。道路・下水整備や家屋移転が大幅に遅れているために、住民生活に支障が生じているところもある。事業地区別に急いで対策をたてる必要がある。

1、区画整理のすすめ方について

- (ア) 新規事業はおこなわないで長期化している区画整理地域を、優先して人材と予算を投入し早期に事業を完了させる。
- (イ) 二中第1・文京町四丁目区画整理事業については、高齢化率が高いため事業計画期間を厳守する。
- (ウ) 仮換地指定は、地権者・審議委員・市の3者による公開調整をおこない、地権者の合意・納得が得られてから仮換地指定通知を出す。
- (エ) 仮換地指定手続き・移転補償協議を迅速におこなうために、現地でのていねいな個別対応をおこなう専任担当職員を増員する。

2、住民負担の軽減対策ほか

- (ア) 他市と比べて高い平均減歩率と最高減歩率をあらためて、抜本的に見直し引き下げる。
- (イ) 私道の取扱いについては、一律換地不交付対象とするのではなく、地域の実情に基づき換地対象とする。
- (ウ) 「随意契約保留地の価格」決定にあたっては、価格案を全地権者に事前公表し、住民に納得のいく価格とする。
- (エ) 二中第1地区の区画整理事業における地権者の合意もない仮換地清算金・借地人負担については白紙撤回し、再度協議して決定する。

3、家屋等の移転補償費の算定基準・補償額の内示は、ていねいに説明する。建物移転は「曳き家工法」による補償を原則としているが、家屋の老朽化で「曳き家工法」に耐えられずかえって移転費用がかかりすぎる場合には、「新築建て替え」も例外的に認め建物補償を行う。

4、借家人に対しては、市の責任で公営住宅等の優先斡旋をおこなう。家財・引っ越し費用等、移転補償費についての周知をはかる。

5、随意契約保留地の買い戻しにかかる不動産取得税を減免するよう県に要請する。

6、保留地の登記にかかる登録免許税は、国に働きかけ減免措置をとる。

7、保留地の売却によって事業費を生み出す前橋南部拠点地区の西地区区画整理組合の事業は、開発業者が決まるまで事業計画を凍結する。

G 中・高層・大型建築物の対策について

1、「中高層建築物等に関する指導要綱」を厳守するよう、業者指導を抜本的に強める。

- 2、「要綱」に基づく「確認書」の内容および励行状況が適切かどうかチェックし、周辺住民と建設業者との間の紛争発生の未然防止に努める。
- 3、高層マンション等の建設が既存の住宅地に日照障害、風害、振動、電波障害などを発生させる場合が増えている。都市計画法による地区計画や制定した本市の景観条例などを活用し、高さ制限や地区指定など条例による規制の検討を開始する。

H 上・下水道

- 1、水道の放射性物質の測定は、微量でも数字で公表する。水質浄化センターの焼却灰などを保管する倉庫は、放射線が飛ばないように鉛シートで覆う。
- 2、放射性物質対策として、下水汚泥処理については、当面、焼却処理と低温炭化処理の両方を活用できるようにしておく。
- 3、田口町の地下水汚染問題の早期解決をはかる。汚染の原因と見込まれている坂東工業団地内のカーバイトくずの一刻も早い除去を県と原因者である当該企業に強く求める。
- 4、上・下水道料金の引き上げはおこなわない。保育所や高齢者介護施設などの福祉施設に対して、上・下水道料金の減免を行う。
- 5、生活保護世帯および生活困窮世帯を対象とした上・下水道料金の減免を行うとともに減免制度の周知を図る。
- 6、水道事業の民間委託および再委託は止める。
- 7、水道料金の滞納世帯については、拙速な給水停止をおこなわず、滞納者の生活状況をていねいに聴取し、社会福祉課など関係当局と連携を図り、分括して自主的支払いの努力を尽くす。
- 8、地下水の利用、保全、涵養に努力するとともに、雨水の利用や地下浸透の促進に努力する。雨水貯留施設や地下浸透マスの補助事業を開始する。
- 9、県央水道水のこれ以上の拡大をやめ、受水単価の一層の引き下げを引きつづき県企業局に要請する。
- 10、「地下水保全条例」を制定し、地下水の保全、汚染防止、涵養に関する事項ならびに地下水の大口汲み上げ企業に協力金を課する事項を定め、地下水保全の財源確保とともに無制限な汲み上げを規制する。
- 11、市街化区域外の下水道整備は、農業集落排水事業・合併浄化槽普及事業も含め関係課と連携をはかって促進する。
- 12、上・下水道建設工事費の契約額の引き下げ・コスト縮減、物品契約額の引き下げの努力をおこなう。
- 13、水あふれ対策・地域雨水処理のため公共下水道（雨水）幹線、ならびに支線の施工を急ぐとともに、雨水の貯留、浸透施設を設置するなど、水あふれ防止対策につとめる。
- 14、未水洗化世帯をなくすための指導を一層つよめる。

- 15、市町村設置型の合併浄化槽を設置し、汚水浄化と環境保全に取りくむ。
- 16、残存する鉛製給水管の取替え工事が早く終了するように、助成額の上限（5万円）を増やして、個人負担の軽減をはかる。

I 公共工事の契約

- 1、公共工事は福祉・教育・住宅など生活密着型公共事業を増やすとともに、市内企業への優先発注、分割発注、下請けの市内業者優先発注など、できる限り多くの市内中小業者の受注機会を拡大する。
- 2、「小規模工事希望者登録制度」の50万円の上限契約額を130万円まで引き上げるとともに、発注する各課に登録業者への契約件数を増やすよう指導を強める。
- 3、公共工事における談合などの不正を防止するため、入札制度の改革に引き続きとりくむ。一般競争入札の対象事業をいっそう拡大する。
- 4、公共工事の発注にあたっては、二次三次を含めて全ての段階での下請け「契約書」の提出を義務付けて請負金額などを把握し、元請業者がダンピング発注をしないよう指導する。
- 5、公共工事にかかわる全ての現場労働者に適正賃金（積算単価による賃金）が支払われるよう「公契約条例」を制定する。

Ⅶ 防災体制を強化し、市民生活の安全を守るために

- 1、局所的な集中豪雨の発生が増大し、本市でも宅地化の進行と農用地の減少で、農業用水路や道路排水路の水あふれ被害が全市的に発生している。市として雨水対策協議会など関係各課と連携し全市的な実態を調査して雨水排水対策をいっそう強める。
- 2、原発災害を想定した防災計画を早期に策定する。
- 3、耐震強度のない消防庁舎（東消防署・利根分署・城南分署）の耐震化を早急に実施する。
- 4、地震発生に備えて、公共的な建物（学校・保育所・幼稚園・公営住宅・集会施設など）の耐震状況を把握して、耐震基準を満たしていない対象建物施設については、危機管理室で、耐震補強工事などの進捗状況を把握し促進する。
- 5、地震や風水害、原発災害など、災害発生時の避難・誘導體制を整える。とくに、高齢世帯・身障者・一人ぐらし高齢者など、要援護者の避難誘導體制を日常的に確立する。要援護者登録制度をつくり、独居老人や高齢者世帯・障害者などの情報を自治会などと共有し、連携して災害時の救援救護活動に活用する。
- 6、要援護者世帯に防災ラジオを貸与する。
- 7、自主防災組織の立ち上げと継続的活動のための財政的支援を拡大する。
- 8、被災者への、災害見舞金の支給基準を拡充し、支援額を引き上げる。

- 9、被災者生活再建支援法の個人住宅被害については、住宅ローンの返済が残っている低所得者などでも住宅再建できる支援額に引き上げるよう国に求める。
- 10、学校・病院・施設・企業・大規模店・工業団地・地域ごとの自主防災組織づくりを強める。
- 11、災害時避難先となる学校体育館の周辺に、下水道のマンホールを活用した緊急仮設トイレの設置について、他の自治体の取り組みを研究して備蓄を進める。
- 12、非常用発電機を市内主要施設や避難所となる学校施設などに配備する。
- 13、備蓄食料、飲料水、簡易トイレ、毛布などを各避難所に配備すると共に、市民にも周知徹底する。耐震性備蓄倉庫の充実をはかる。
- 14、自動体外式除細動器（AED）未設置の公的施設へ設置し、私立幼稚園、私立保育所にも助成して設置し、使用方法の講習を徹底するとともに、定期的な点検と機材の更新を行なう。

Ⅷ 平和と民主主義を守るために

- 1、憲法9条の平和理念を全市民のものとする講演会やシンポジウムなどの企画や行事をおこない、憲法擁護の啓発活動をすすめる。
- 2、自衛隊を海外に派兵するためのテロ特措法の廃止や、「日米地位協定」の見直しを国に求める。
- 3、「前橋市国民の保護に関する計画」に基づく活動が、思想表現の自由や財産権など市民の基本的人権を侵害することのないよう充分留意する。市民を米軍の戦争に巻き込む有事法制の具体化は撤廃する。
- 4、「非核平和都市宣言」の塔を各支所や市民文化会館やスポーツ施設などに設置し、平和の大切さを積極的にアピールする。
- 5、相馬ヶ原第12旅団の市街地での訓練中止やヘリコプターの訓練飛行回数の削減および早朝・夜間・休日飛行の中止とともに、日米合同演習に参加しないように政府に要求する。
- 6、米軍ジェット機の超低空飛行訓練による騒音被害や墜落事故の危険をなくすよう、米軍と政府に中止を強く要請する。
- 7、「平和都市宣言」自治体にふさわしい平和教育・啓蒙宣伝の施策、及び、市民参加の平和コンサート・平和美術展・平和写真展など企画し、予算を増額する。
- 8、戦争や前橋空襲に関係する資料等をひきつづき集め、常時展示し市民の平和学習の拠点となる「平和記念館（仮称）」をつくる。当面市庁舎、公民館、図書館、学校等で定期的に展示する。
- 9、平和にかかわる文学、美術作品を集め、文学館・美術館（建設予定）の事業内容を豊かにする。

- 10、図書館・分館・停本所に通年的に「平和コーナー」を設け、平和に関する図書、資料、写真集およびビデオなどを豊富にとりそろえる。学校教材としても活用できるようにする。
- 11、毎年8月5日を「前橋平和の日」に定め、前橋空襲犠牲者追悼行事に加えて、全市民を対象にした平和行事をおこない平和教育を推進する。合わせて、原水爆禁止世界大会、広島・長崎の平和記念式典に市民の代表を公費で参加させる。
- 12、あらゆる公式行事において、「君が代」斉唱、「日の丸」掲揚を強制しない。
- 13、自衛隊を前橋まつりや学校行事、児童生徒の体験学習、公の行事に参加させない。
- 14、自衛官募集などの広告、宣伝に協力しない。
- 15、右翼団体、暴力団、勝共連合、アレフ（オウム真理教）、暴走族等による青少年の勧誘を防止するため、各種団体に呼びかけ、また市広報で知らせる等、市民に注意を喚起する。
- 16、右翼団体が市民や各種団体の行事に対して妨害したり、危害を加える行為については警察にきびしく取り締まるようはたらきかける。

Ⅸ 大胡・宮城・粕川・富士見地域の予算要望

- 1、赤城山の放射能汚染については、詳細な測定を行い、除染対策を講ずる。
- 2、旧市と比べて遅れている道路舗装率（本庁管内87.6%大胡地区63.6%宮城地区36.5%粕川地区58.4%富士見地区65.3%【H22】）を引き上げるため、生活道路・水路の整備予算を増額し、地元業者の仕事確保をはかる。
- 3、旧4町村の伝統ある学校行事（文化祭、講演会、立志式など）や中学校部活動を始めたとして、教育活動全般への予算を増額する。
- 4、引き続き旧4町村の中学校の授業や部活動が使用している社会体育施設や総合運動公園は、学校体育での使用を最優先する。
- 5、学校給食への地元農産物の利用拡大にJA、地元農家とも協力し、取りくむ。地元農産物を使った献立の独自メニューの回数をふやす。粕川・宮城・富士見の給食センターを食材の地産地消のモデル施設として推進する。
- 6、防犯灯は現状の補助制度をみなおし、人口過疎地域への設置・維持管理費の助成額の引き上げをはかる。通学路の重点区域については、不足する防犯灯の設置と、維持管理を関係部局と連携して推進する。
- 7、旧4町村の社会体育施設の利用時間区分については実態を考慮しながら改善をはかる。
- 8、各種申請の受付など支所機能の権限を強化し、市民サービス向上に努める。

<大胡地域>

- 1、金丸分校へ正規の教員を増やし、複式学級を解消する。さらに、分校に養護教諭、用務技士の配置をおこなう。
- 2、滝窪小学校に学童保育所を早期に設置するとともに、大胡地域に児童館を建設する。
- 3、民間施設の借り上げなども検討し市営住宅を設置する。
- 4、東金丸地域に不法に野積されている産廃をただちに撤去させる。
- 5、大胡城址公園、並びにその周辺の整備、戦争遺跡の史料収集と記録を保存する。
- 6、各公共施設の耐震化やバリアフリー化をはかるとともに、大胡支所や改善センターにエレベーターやスロープを設置し利用者の利便性をはかる。
- 7、県立前橋東商業高校の跡地利用を積極的に県に働きかけるとともに、施設利用について提案をしていく。(福祉施設、宿泊研修施設、文化ホール、スポーツ運動施設、職業訓練施設など)土地の取得も含めて検討し、施設の有効活用をはかる。
- 8、前橋・大間々・桐生線のマルエガソリンスタンドから東警察署大胡交番までの道路など、危険な通学路の整備や交通安全対策を講ずる。
- 9、新市建設計画にある江木駅と大胡駅間に上電新駅の設置について、関係機関とも協議し、設置を急ぐ。
- 10、町屋敷「蔵」の利用拡大をはかる。
- 11、ベイシアマート前橋大胡店脇の北に伸びる市道と旧県道が交わるT字路に信号機を設置する。

<宮城地域>

- 1、宮城小学校スクールバスの運行路線を見直し、遠距離通学児童の利便性をさらに図る。
- 2、デマンドバスの停留所設置場所を見直し、箇所数の増設など高齢者が乗降しやすいようさらに改善する。
- 3、宮城公民館の老朽化に対応し、建替え計画を検討する。現状の公民館は冷暖房設備を新設すると共に音響設備の改修を行なう。高齢者に対応したエレベーターを設置する。
- 4、納涼祭・体育祭など地域の主要行事の補助は継続する。
- 5、宮城中学校の老朽化した体育館を早急に改築する。
- 6、別荘地など開発地域の傾斜地について、土砂くずれなど災害防止対策を強化する。
- 7、学童の通学路の安全対策として県道苗ヶ島・飯土井線から上神梅・四ツ塚線を通過する大型車輛の通行規制をおこなう。
- 8、旧宮城村が独自に設置した「止まれ」の道路標識については総点検し、箇所の見きわめをおこない、公安委員会の標識にすみやかにつけかえる。
- 9、人家や通学路周辺の狩猟地域の見直しをはかる。
- 10、上神梅、四ツ塚線の鼻毛石町坪木商店前の交差点は交通事故の起きる危険な場所で

あり、通学路対策としても信号機を設置する。

- 11、宮城小、宮城中の通学路に防犯灯を増設し、安全確保をはかる。
- 12、鼻毛石町（1561番地南）の群馬用水にかかる橋は交通量が多く危険なため拡幅をする。
- 13、宮城保健センターの機能を拡充しつつ、同施設の有効活用を図るため、地域交流センターとして無料で使用できるように改善を図る。

<粕川地域>

- 1、月田小学校の粕川小学校への統廃合計画はやめる。
- 2、転作作物である大豆の付加価値（味噌、醤油、納豆等）をつける事業を強め、JAとも協力して販路の拡大に努力し、学校給食等でも積極的に利用する。
- 3、上電と協議し、上電内にある第4種踏切は、沿線住民の意見も聞きながら安全対策を早急に講ずる。
- 4、粕川元気ランドのリフォーム工事を行ない指定管理者を直営もしくは公的外郭団体の管理にもどす。
- 5、老朽化した粕川老人センターの改築を行なう。

<富士見地区>

- 1、乗降客の少ない巡回バス「るんるんバス」は、運行効率が悪いのでデマンドバス方式に運行形態を早期に転換する。運行時間や区域やバス停留所などは、住民参加で決める。
- 2、富士見地区は放射線の空間線量が全体的に高くなっている。とくに観光客や登山者が訪れる赤城山の大洞地区が高いので、市として詳細な放射能測定を行い、0.23マイクロシーベルト/時間以上の箇所については県と連携し早期に除染を行う。また、富士見地区の子どもの甲状腺がんを防ぐための継続的な検査を開始する。
- 3、富士見役場跡地に立てられる富士見図書館については、今年度内に設計が行われ、来年度から2ヵ年事業で建設されることとなっている。富士見地区の住民の要望に沿った図書館作りと運営が行われるよう、最終決定する前に住民に設計図を縦覧して意見を聴取し建設整備計画に十分反映する。
- 4、集中豪雨の際には、耕作放棄地の拡大や宅地化の進行で道路排水や用水路の水があふれる箇所が増えている。住民の要望も聴取しながら溢水箇所の調査を行い、計画的に用排水路の改修工事を行なう。
- 5、富士見中学校南市道の道路排水路の溝蓋の設置を急ぐ。中学生が通学の際に、通行車両を避けたときに側溝に転落してけがをしている。（循環バスの原上会館東バス停留所以北の西側側溝。）
- 6、赤城大鳥居（小暮）の交差点の拡幅工事は県土木事務所と連携をはかり、交通渋滞と事故の防止策をとる。

- 7、赤城白川・中白川橋西側交差点・小沢535番地付近は交通事故が多発する交差点なので信号機の早期設置を行なう。
- 8、新たに悪臭防止法の規制地域になった皆沢、西大河原地区の悪臭発生源の原因と実態調査を詳細に行い、悪臭被害から地域住民を守る。
- 9、石井（天神平）・小暮(旧料金所南)付近にいのししが生息し、農作物被害が多数発生している。山林や遊休農地や雑草が繁茂している宅地などの管理が不十分なためと考えられるので、猟友会の協力を得ての駆除や柵の設置とあわせて、総合的な対策を講ずること。
- 10、皆沢のシャーウッドの森の分譲地に隣接する民有地にヤスデが大量発生し、隣接する宅地内に進入している。土地所有者への駆除を指導するとともに、周辺地区全体に影響を広げているので、市として来年の大量発生前に駆除対策を講ずること。
- 11、赤城県道と上武道路が交差する箇所(時沢)の関連する市道路整備については、住民要望を聴取して利便性が悪化しないよう十分な対策を講ずる。
- 12、時沢354番地1の中川宅から379番地18の伊藤宅南までの市道改修が新市建設計画の後期に位置づけられているが、清掃業者の大型パッカー車が通行し、未舗装道路を日常的に損壊しているので、計画を前倒しして早期に改修を行なう。(地権者全員が同意し陳情書を提出している。)
- 13、皆沢の総合グラウンドに隣接しているテニスコートが全て利用できなくなっている。直ちに整備して市民に開放する。

2012年度前橋市予算編成に 関する日本共産党の要望書

発行日 2011年11月14日

発行 日本共産党前橋市議会議員団

〒371-0026 前橋市大手町2-11-1 前橋市議会内

日本共産党控室 ☎027-224-1111 内線2341

FAX027-224-1199

日本共産党前橋市議団のホームページ

<http://www.jcp-maebashi.gr.jp/>

日本共産党前橋地区委員会

〒371-0031 前橋市下小出町2-16-7

☎027-232-1561 FAX027-232-1569

中道 浪子 ☎261-4355 笠原 寅一 ☎263-0688

長谷川 薫 ☎234-5326 小林 久子 ☎283-6756

近藤 好枝 ☎283-8123
